

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
役員等の報酬に関する規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 30 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）の役員等の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 理事及び監事は、定款第 30 条第 1 項の定めにより、無報酬とする。

(名誉会長及び顧問)

第 3 条 名誉会長及び顧問は、定款第 31 条第 5 項の定めにより、無報酬とする。

(委員)

第 4 条 定款第 41 条第 2 項に定める委員会の委員は、無報酬とする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て社員総会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。